|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ○○○選挙ポスター掲示場注意○　ポスターは、指定された区画にはつてください。○　この掲示場は、○○選挙候補者以外の方は使用できません。○　掲示場を壊したり、ポスターを破いたりすると罰せられます。小野町選挙管理委員会 | 1 | 3 | 5 |
| 2 | 4 | 6 |
|  |  |  |

備考

1　掲示区画の数は、立候補予定者の数に応じて増減するものとする。

2　掲示板は、設置期間中風雨に耐えうるものを用いるものとする。

3　既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことがあるものとする。

4　掲示区画外の余白には、選挙に関する啓発用ポスター等を掲示することがあるものとする。